

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第2回津市総合計画審議会
2 開催日時	平成28年10月4日(火) 午後1時30分から4時まで
3 開催場所	津市本庁舎第4階庁議室
4 出席した者の氏名	(津市総合計画審議会委員) 赤野利彦、荒川智子、生川介彦、岡田昭良、加瀬由美子、川北輝、川邊千秋、駒田聡子、田原義洋、杉浦礼子、鶴岡信治、長谷川之快、森崇、渡邊修三、渡辺義彦 (事務局) 政策財務部長 内田政宏 政策財務部次長 畠田光伸 政策課長 濱田耕二 政策課調整・政策担当主幹 梅本和嗣 政策課政策担当主幹 大垣内俊行 政策担当 藤原亜沙子 政策担当 宮前太輔
5 内容	1 津市総合計画試案(序章及び基本構想部分)について 2 津市総合計画策定に向けた地方創生の取組について 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	政策財務部政策課 電話番号 059-229-3101 E-mail 229-3101@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

<事務局>	<p>【開会】</p> <p>本日は、大変お忙しいところご出席賜りまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から、第2回津市総合計画審議会を開催いたします。</p> <p>開催に先立ちまして、政策財務部長の内田より一言ご挨拶申し上げます。</p>
政策財務部長	<p>皆さんこんにちは。政策財務部長の内田でございます。本日は大変お忙しいなか、第2回審議会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>8月26日の前回審議会において、市長からもお話申し上げましたとおり、次の総合計画は、これからの津市が、どういう志を持って、どういうまちづくりを進めていくか、ということをお示しするものとなります。</p> <p>本日は、津市総合計画の中でもまさに土台の部分となります。序章それから基本構想の部分につきまして、試案をお示しするとともに、その後、皆様にご審議をいただきたいと考えています。皆様の貴重なお時間をいただくこととなりますが、何卒様々な視点から忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<事務局>	<p>それでは、本日ご欠席の方もお見えですのご報告させていただきます。伊藤委員様、浦和委員様、國分委員様、藤野委員様、山田委員様におかれましては、所用のため、止むを得ずご欠席とのご連絡をいただいております。</p> <p>また、長谷川委員におかれましては、少し遅れてご出席との報告を受けております。</p>

それでは、津市総合計画審議会条例第6条の規定により、会長が議長になると定めておりますので、会長に会議の進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

鶴岡会長

それでは会議の進行を務めさせていただきます。皆様よろしくお願いいたします。

本日は、委員20名中14名のご出席をいただき、過半数を超えておりますので、津市総合計画審議会条例第6条第2項の規定により会議の成立をご報告します。

なお、前回に引き続き、本審議会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開審議となり、審議内容については、録音を行い、事務局において議事録等の公開をさせていただくこととなりますので、併せてよろしくお願いいたします。

議事録の署名委員について、本日は、生川委員と岡田委員に署名をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、事項書に従って進めていきたいと思いますが、事項に入る前に、本日初めてご出席いただきました委員の方がお見えになりますので、自己紹介をお願いしたいと思います。自己紹介の際には、これからの審議に向けたまちづくりに対する思いなどについても、一言お聞かせ願えればと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日はじめてご出席いただいた田原委員よろしくお願いいたします。

田原委員

皆さん、改めましてこんにちは。私は中勢地区の労働者福祉協議会で会長を仰せつかっております田原と申します。普段はパナソニックの労働組合の支部長をさせていただいております。

こういう場は初めてでございまして、自分が住んでいる津のまちというもの、改めて考える時間もいただいたかなと思っております。普段働く者として様々に、環境面であったり、特に最近聞くのは子育てや育児、そのようなキーワードがすごく会社でも、組合でも出てくるように思います。

それらあたりを、この場で少し補強という形でご意見させていただいて、より良いまちづくりにつながればと思っております。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

鶴岡会長

どうもありがとうございました。

それでは、事項書に従いまして議事を進めたいと思います。

事項1「津市総合計画試案（序章及び基本構想部分）について」、事務局から説明をお願いしたいと思います。かなりボリュームがありますのでいくつかのパートに分けて説明いただき、パートごとに委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、はじめに資料1「総合計画構成変更箇所対照表」について説明していただき、次に資料2の第1部、続いて第2部第1章から第2章第1項まで。続いて、第2部第2章第2項のまちづくりの大綱については1から6のカテゴリーごとに説明していただき、4の「市民の心豊かで快適な暮らしに向けて」については、前半の「環境」「住環境」「都市空間」と後半の「スポーツ・文化・生涯学習」「コミュニティ」「人権・男女共同参画」「国際国内交流・多文化共生」の2つに分けたいと思います。

最後に第2部第2章第3項を説明していただければと思います。

それでは、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【事項1 津市総合計画試案（序章及び基本構想部分）について】

<事務局>

【総合計画の構成について】※資料について確認を行った後に

それでは、最初の資料1「総合計画構成変更箇所対照表」に基づきましてご説明させていただきます。

総合計画の構成でございますけれども、前回の審議会におきまして、資料の左側の構成案をお示しさせていただきましたが、今回ご審議をいただきます試案につきましては、前回頂きましたご意見も踏まえまして、後ほどご説明させていただきます内容の記述を整理するなかで、構成を修正しておりますので、その内容についてご説明させていただきます。

まず、構成の大きな考え方でございますけれども、前回の構成案では、計画の趣旨や位置づけ、構成と期間など、総合計画全体の枠組みについても、基本構想の一部として記載をしておりましたが、基本構想自体は計画期間を定めず、今後の本市における理念的なまちづくりの指針として位置づけていくことを想定しておりますので、基本計画の内容を含む計画全体の趣旨や計画期間である総合計画全体の枠組みのことを、基本構想の中に記載いたしますと、構成全体に齟齬が生じることになりますので、現行の総合計画と同じく、総合計画の枠組みに関する部分については、第1部序章として、そして2部を基本構想、今後基本構想に基づいてこれから策定してまいります基本計画を3部という構成といたしました。

また、構成案では、「第2章 第2項のまちづくりの大綱」の6の項目名を「市民に頼りにされる市役所であるために」としておりましたが、他の5つの項目名の語尾に合わせて、「市民の幸せを実現する市役所に向けて」に修正いたしました。

次に、構成案の「第3項 津市らしいまちの形成（土地利用の方向性）」については、項目の内容をより明確に分かりやすい表現とするために、「土地利用の方向性」といたしました。

次に、構成案には記載のありました、「第4項 未来に繋げる都市経営の理念（都市経営の方向性）」につきましては、右側の試案のとおり、「第2項 まちづくりの大綱」の「6 市民の幸せを実現する市役所に向けて」の中の、（行政経営）及び（財政運営）の部分と重複するところがございますので、この（行政経営）と（財政運営）の記述へ統合することといたしました。具体的な記載内容の詳細につきましては、後ほど改めてご説明いたします。

総合計画の構成についての説明は以上でございます。

鶴岡会長

どうもありがとうございました。

今、事務局より、大体の構成について説明していただきました。このことについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

杉浦副会長

この対照表のほうで枠組みを変えて頂いて、基本構想の中から総合計画全体の枠組みを出すということに関しては、非常に分かりやすくてよいと思うんですけども、右側でその試案として書かれている、表記の問題になりますが、今回現行のものは第1部として序章があり、序章の中で第1章、第2章、第3章ってあるわけですが、今回は今の段階では序章の中に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲという表記になっているので、序章というと1章、2章で対する序章というイメージで皆さんこの言葉を捉えると思うので、それであれば、例えばですけども、第1部というのが本当に基本構想のところから始まっていて、序章の部分は序章として初めに読んでいただけるような構成にするとか、あるいは前回と同じように第1部の序章の後に、また1章、2章というようなそういう表記にしたほうが、読み手としては分かりやすいのかなと。

今回の大きな方向性とか、コンセプトとかいうところは全く関係のないところですけども、今後詰めていく中で、少しご検討いただけるとどうかなと感じました。

- <事務局> ご意見ありがとうございます。現行の総合計画の項目出しのとおりさせていただいたんですけども、おっしゃられるとおり、序章とくれば次に、第2章、第3章というようなイメージかなと思いますので、記載の仕方については、また整理させていただきたいと思います。
- 逆に、「総合計画の枠組み」という、そういう言葉だけでもいいのかなと、今、お伺いして思いました。事務局としては、第2部の基本構想と、この序章の部分は別のものですよという、そういうちょっと明確な表示、分かるような形にしたいなと思います。いただいたご意見は整理をさせていただいて、分かりやすくなるようにしたいと思います。
- 杉浦副会長 変更の趣旨に関しましては、その方がいいと私も思いました。
- <事務局> はい、ありがとうございます。
- 渡辺委員 第2部2章の第2項の4番目「市民の心豊かで快適な暮らしに向けて」という項目について、環境と住環境にはどのような違いがあるのかということと、それから、やはり住環境を整備するにあたって、インフラの問題ですね、道路を含めて。この辺りがどこに入ってくるのか、住環境の中に含まれているのか、よく分からないんですけども。その辺りいかがですか。
- <事務局> 後程、それぞれの分野の中身についてもご説明させていただきますが、まず、環境の方は、ごみ対策であるとか、そういう自然環境の中での新エネルギー対策であるとか、そういう内容になっております。
- 住環境の方は、まちの良好な居住環境の部分とか、水道とかのインフラの部分、生活排水対策もそうですし、あと雨水対策など。そういう部分で住環境という分野で整理させていただいております。
- おっしゃっていただいた道路などのインフラ整備というのは、都市空間のところで記載しています。
- 岡田委員 第2項の6番「市民の幸せを実現する市役所に向けて」というなかで、対話連携とか地域連携もあります。その行政経営という意味はどういうことでしょうか。例えば今、よく市民の方から言われているのが、やはり行政に話を持っていってもあちこち振り回されると。そういう声が多い中で、それについては行政経営の中に、ということになるのか。また、逆にその対話連携か何かで、そういう連携ができるのかどうか。やはり幸せにするためにはやっぱり市民の声が。現場の声がもっと重要じゃないかなと思います。そこら辺も考えていただけたらと思います。
- <事務局> はい、ありがとうございます。対話連携、地域連携というのは当然おっしゃっていただいたように、市民の皆さんの声をしっかりと聞いていくという、そういう部分です。
- この行政経営の中には、市民の皆様のお役に立ち続けるという、そういう職員の姿勢とか、そういう部分も含まれております。後程ご説明させていただきますが、ご指摘いただいたような部分についても、記載はさせていただいているところです。
- 鶴岡会長 確かにこの見出しだけでは、分かりにくいところがあるよね。さっきの環境、住環境って結局重複するね。もうちょっと中身が分かる見出しにした方がいいような気がしますね。
- それから先程の杉浦先生が言われた、「序章」として第1部のタイトルにするのはちょっと妙ですね。序章があったら次は2章、3章っていう風になっちゃうんで、ちょっとタイトルの見直しを、例えば先程ありましたように、

総合計画の枠組みとか、計画の趣旨、位置付けとか、そういうようなタイトルのほうがいいような気がします。

<事務局>

はい。

鶴岡会長

その他よろしいでしょうか。では次、事務局から資料2ですか。それについて説明をお願いします。

<事務局>

【第1部 序章～総合計画の枠組み～について】

それでは、お手元の資料2「津市総合計画試案（序章及び基本構想部分）」をご覧ください。

先ほどご指摘もありましたが、第1部が序章、第2部が基本構想となっています。

構成については、先ほどご説明いたしましたように、総合計画の枠組みに係る部分を、基本構想から取り除いて、序章として位置づけております。内容としては、計画の趣旨、計画の位置付け、計画の構成と期間とに分かれておりますので、まずⅠの計画の趣旨を読み上げます。

津市は、平成18年1月1日に全国的にも稀に見る10の市町村が合併した都市です。この合併は、市民の生活形態や意識の多様化、コミュニティの変容に加えて、少子高齢化が急速に進展するなど、地方自治体を取り巻く環境が厳しさを増していたなか、未来に向け持続し、発展していくまちとなるための大きな決断でした。そして、この合併という大きな構造改革のメリットを最大限活用し、合併後においては、行財政基盤の充実を図りながら、合併時に取り組みとしていた多くのことを実現しました。

津市を取り巻く環境は、人口が減少に転じ、これまで経験したことがないような高齢社会を迎えるなど、あらたな局面を迎えました。

基礎自治体たる津市の責務は、いかなる状況下でも、市民の幸せな暮らしを実現し、守り続けていくことです。そのためには、築き上げてきたものを礎に、持続し発展し続けるまちの実現に向けて、市民の生活を支える生活環境の充実や地域経済の活性化を図りながら、市民の暮らし、市民の心の豊かさを高めていく「まちづくり」を進めなければなりません。

この総合計画は、市民が幸せに暮らし続けることができる県都の実現に向けたまちづくりの基本的な事項を明らかにするものです。

市町村合併に至った経緯や合併後10年の取組と成果、現状直面している課題など、策定の背景と、総合計画策定は「まちづくりの基本的な事項を明らかにする」という目的を記載しております。次のⅡの計画の位置付けでございます。

総合計画は、昭和44年の地方自治法の改正により、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定され、全国の地方自治体は計画を策定し、総合計画に基づくまちづくりを進めてきましたが、地域主権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として「地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）」が平成23年8月1日に施行され、その策定義務が撤廃されました。

しかしながら、まちづくりを進めるためには、市民と行政が理想とするまちの姿や取組の方向性を共有し、共に進んでいくことが重要です。

この総合計画は、めざすべき津市の都市像や、その実現に向けた取組の方向性を市民と行政が共有し、共にまちづくりを進めるための津市の最上位計

画とするものです。

地方自治法の改正に伴い、総合計画の策定義務が撤廃された現状においても、市民と行政が理想とするまちの姿や取組の方向性を共有し、共にまちづくりを進めていくうえで、その指針となるべき総合計画の重要性は大きいとの考えから、引き続き総合計画を策定し、本市における最上位計画として位置づけることを記載しております。最後に計画の構成と期間でございます。

総合計画の構成及び期間は、次のとおりとします。

ただし、予想していなかった急激な社会情勢や環境の変化が生じた場合、また市民の考え方や価値観、意識の変化等により、計画に掲げるめざすべき津市の将来の姿と市民が望む将来の姿に乖離が生じた場合などは見直すこととし、具体的に進める事業については、各年度における予算編成の中で示すものとします。

1 基本構想

基本構想は、まちづくりの基本的な理念として、津市のめざすべき都市像や市民の暮らし・生き方、土地利用の考え方などを示すものとし、その性格が長期的に変わることのないものであることから、計画期間は特に定めないこととします。

2 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げるめざすべき都市像や市民の暮らしなどの実現に向けた施策や取組の方向性などを示すものとし、計画期間を10年間とします。

基本構想については、目指すべき市民の暮らし・生き方、土地利用の考え方などを示すまちづくりの基本的な理念として、計画期間を定めないことを、また、基本計画については、基本構想に掲げる目標の実現に向けた施策や取り組みの方向性などを示すものとして、計画期間を10年間とすることを、それぞれ規定するとともに、大規模災害などの大きな社会的変化が生じ、市民が望む将来のまちの姿との乖離が生じた場合には、その時点で見直しを行うこと、具体的に進めるべき事業については、各年度の予算編成の中で示すことについて記載しております。

以上が、「序章」の内容となります。

鶴岡会長

どうもありがとうございました。ここで質疑にしますが、質問ある方は、挙手をお願いします。

川邊委員

基本構想のうち、土地利用の考え方、土地利用というのはどういう土地のことを指しておられるのでしょうか。

<事務局>

土地利用の考え方ですけれども、今この総合計画と並行して都市計画部で次期都市マスタープランの策定に向けて調整しているところなんですけど、考え方としては土地利用の全体的な、津市全体の土地利用の在り方ということで、市街地でもあり、農地でもあり、その全体を指しておるところです。特にどこのどの部分ということではございません。

川邊委員

それならば、市街化調整(区域)、農用地も全部含めているのでしょうか。

<事務局>

はい。

渡辺委員

私も、この土地利用だけ敢えて項目として出てくることに対して、ものすごく違和感があります。例えば経済基盤の確立とか、あるいは地域創生、地

方創生であったりとか、大きなそういうレベルの記述が同じように出てくるのであれば分かりますが、土地利用だけが何故ここで、焦点が当たって出てくるのかについてちょっと違和感があるんですけれども。何故土地利用だけ出されたんですか。

鶴岡会長

事務局いいですか。

<事務局>

そうですね。確かに、おっしゃられたような考え方の部分もあると思いますが、やはり津市のまちづくりにあたって、どうしてもそれぞれ土地利用の部分、どのように考えていくかっていう部分も大事かと思えます。

総合計画という津市全体の大きな計画の中で、国の法律、国土利用計画という大きな計画がありますが、基本的には国土利用計画に沿ってそれぞれの自治体が、どういう土地利用をしていくかっていうところも、掲げていく必要があるのかなと思っております。

確かに、現行の計画に沿って、特出ししているというところもありますが、おっしゃられるところはよく分かります。

渡辺委員

やはり、暮らしとか生き方ということが出てくるんですけれども、例えば先ほど申し上げた経済の振興であったりとか、あるいは文化的な側面の充実であったりとかは分かるんですが、土地利用というと生々しいイメージがあると思うんですね。

もう少しやっぱり網羅的に記載するような形で、基本構想ですので土地利用については、別途計画の中ですればいい話かなって気がしました。例えば、基本構想のところの津市の目指すべき都市像や、あるべき市民の暮らし、生き方、あるいは文化、経済の振興であって、というものについて、中長期的な、基本的な考え方をこの基本構想で示していくというようにされた方が、より全ての分野を網羅しているような感じがします。

鶴岡会長

事務局お願いします。

<事務局>

ありがとうございます。これは行政側の言い訳になるのか分かりませんが、先ほど申し上げました都市計画部で策定する都市マスタープランですけれども、その上位の位置付けになっているのが総合計画という体系でもあって、この総合計画にもある程度の大きな方向性を示した上での、都市マスタープランを今策定していくという考え方もありますので、敢えてここでは、そういう大きな方向性ですけれども、触れさせていただく形になっていません。

ただ、おっしゃっていただいたような地方創生の面、個別分野の部分ですが、後程、おっしゃっていただいた分野もご説明させていただきますが、地方創生の方は、特出しをしてという考え方もあるんですけれども、昨年、まち・ひと・しごと総合戦略というものを策定しています。政策課としては、こうした戦略は作りましたが、今まで総合計画に基づいてやってきた各施策というのは、当然、地方創生にも全てつながっていくものだという考え方の中で、総合計画自体をきちんと推進していくことで、地方創生の目的に近づくことができるという思いもあって、この総合計画では、地方創生という言葉を分かち合っていて敢えて使っていないというところもあります。

あくまでも総合計画をきちんと進めていくこと自体で、その地方創生の施策というか、地方創生に向けた、人口減少であるとか、そういう所を解消していくという、そういう考え方でまとめております。

鶴岡会長

よろしいでしょうか。先程の対照表のところにも第3項「土地利用の方向性」と書いてありますので、そこから第1部の記述の中でも書いたんじゃないか

と私は思ったのですが。

ここの書き方が、ちょっとこれだけ違和感がある書き方ですよ。渡辺委員のおっしゃられるとおりで。

川邊委員

よろしいですか。津市は山間部から沿岸部、海岸線まであります。やはり山間部は山間、またいろんな土地の利用の仕方がある。それでちょっと聞いただけです。この記載では漠然としていますが、計画上はこういうものかと思えます。

加瀬委員

前回計画にも、そういうふうに土地利用の方針ってうたっておりますよね。これで、別に問題なく済んできたのですか。

<事務局>

そうですね。前回計画でも基本構想のところであらうたっております。

少しそれを踏襲した部分も今回ありますけれども、考え方としては、都市マスタープランの上位である総合計画に大きな方向性を掲げるとさせていただいた、ということです。

岡田委員

土地利用にこだわりはじめていますが、例えば第2項の「市民の心豊かで快適な暮らしに向けて」とか、「安心安全」とか、いろんな格好でその土地を利用すると。

加瀬委員

一部ですね。

岡田委員

一部ですよ。それを今言われたように、地方創生という捉え方の中で、やっぱりそれが一番大前提になるわけでしょう。ここにもあるように、市民の幸せを実現する市役所とある訳ですから。地方創生で過疎対策もあればやはり住民が増える、そういう中で雇用とか、いろんな格好が求められてくる。それが一つ大前提になるのではないかと思って。その中から細かくいろんな格好で分かれてくると。渡辺委員が言いましたように、土地利用をやるんじゃないなくて、もう少し違う方向のものがあって、その中に入って来る方が分かりやすいと思います。それで、これ違和感があると思うんです。

前回も、そういう土地利用について言うような形。やはりそれは10年間とかやられてるわけでしょう。「改めて、また10年それをやるのか」という捉え方にもなると思うんです。では、その前の10年間はどうかだったのか、そういう思いもあるんです。

<事務局>

まず前回の10年間というのは基本構想の中で、まず土地利用、その土地利用が何故この総合計画の位置付けであるかといいますと、まちづくりというのは、ソフト部分、生活するという部分はありますけれども、そこには必ず土地というものが付いているものです。ですので、市民のためのまちづくりをするためには、その生活に密接した環境も含めて、新たな、大きな方向性を示していかなければならないという考えで、総合計画に土地利用も含めてお示しさせていただいたところです。

岡田委員のおっしゃった、前回10年間で定めた基本構想を今回また一緒に定めるのか、というところですが、前は合併後10年間ですべきことを、一旦は構想として前期の方にまとめさせていただいたもので、それを受けて、現行の都市マスタープランに細かな施策が打ち出されているという状況になっております。今回の総合計画の中で、今後の津市のまちづくりとして、土地の利用という大きな考え方としてどうあるべきなのかを掲げ、今回の基本構想は計画期間を定めないことにしていますので、今後この大きな考え方のもと、時代に合った細かな施策というのは、都市マスタープランとか、先ほどおっしゃったような、細かなそれぞれの施策の中で選択していく形にな

ります。

その大前提となる考え、理念的なものを一旦はこの基本構想に位置付けた
いという思いで今回掲げています。

岡田委員

分かりました。

鶴岡会長

よろしいでしょうか。それでは第2部のほうの説明をお願いします。

<事務局>

【第2部 基本構想第1章～第2章第1項】

それでは、第2部、基本構想の説明に入らせていただきます。

基本構想については、先ほどご説明いたしましたとおり、まちづくりの基
本的な理念である津市のめざすべき将来の姿やあるべき市民の暮らしなど
を示すこととしており、まちづくりの大きな方向性を示すものでございます
ので、大きな視点からの記述としており、個別の施策などは掲げておりませ
ん。

個別の施策につきましては、後に、この基本構想をもとに作成する基本計
画の中で、10年間で取り組むべきものとして掲げることにはしたいと思いま
す。

また、基本構想で示す津市のめざすべき将来の姿やあるべき市民の暮らし
というのは不変的なものであることから、計画期間を特に定めないこととし
ておりますので、20年後、30年後に見ても共感をしていただけるような内
容、記述に努めています。

こういった基本構想の前提を踏まえまして、まず「第2部基本構想 第1
章から第2章第1項」までをご説明いたします。資料2「津市総合計画試案
(序章及び基本構想部分)」の2ページ目をご覧ください。

ここでは、これまでの津市の歩みを踏まえるとともに、これからの津市の
あるべき姿を示しております。そして望ましいまちの姿につきましては、前
回の審議会で総合計画策定の考え方として、各分野のめざすべき姿をまとめ
たものが津市の将来像になるという説明をいたしました。そのため、この基
本構想については、まず各分野において、これからのまちづくりに向けた考
え方を関係部局が『将来ビジョン』として描き、それを基に作成をいたして
おります。それでは、第1章から読み上げます。

第1章 これまでの津市

津市は、白砂青松の面影を伝える海岸や緑豊かな山林、古くから地域の生
活を支えてきた清流など多様で豊かな自然と共に、歴史的背景に裏付けされ
た文化や伝統を引き継ぎながら地域のコミュニティや絆を育み、自治意識の
高い市民風土が根付く格調高き都市として成長してきました。

そして、これらを土台として各地域が持つ長い歴史の中で、高速道路や鉄
道、海上アクセスなどの交通インフラ・ネットワーク、大学や短期大学など
の高等教育機関、大学病院等の医療機関など県都としての都市機能が集積さ
れるとともに、商工業に加え、農林水産業もあるバランスのとれた産業構造
を築いてきました。

第2章 これからの津市

少子高齢化を伴う人口減少の進展、インフラの老朽化など社会が成熟した
が故の課題が突きつけられているなか、これまで歩んできた長い歴史の中
で、生まれ受け継がれてきた津市の強みにさらに磨きをかけ、誰もが幸せに
暮らすことができる魅力あふれるまちにしていかなければなりません。

第1項 望ましいまちの姿

めざすべき望ましいまちの姿とは、市民がそれぞれの幸せを実感し、心豊

かで笑顔あふれる人生を送ることができるまちです。それは、子どもたちの明るい未来を展望することができるまちであり、市民が安全で安心して暮らすことができるまちであり、健やかで穏やかな人生を送ることができるまちであり、元気な地域経済が市民の暮らしを支えるまちです。

そして、そこでは、確立した市民主体の市政のもと、一人ひとりの人権や個性が尊重されながら人と人がつながり、自然や文化、伝統が脈々と引き継がれ、そして、住む人の笑顔があふれている、そのようなまちを理想の都市像とします。

このように基本構想の冒頭部分の第1章、第2章第1項の部分においては、これまでの本市のまちづくりの歩みとこれからのまちづくりにおける課題等を明らかにしたうえで、目指すべき望ましいまちの姿、理想の都市像を示しております。

以上が、基本構想の冒頭部分の内容となります。

鶴岡会長

ここまでで何かありますか。よろしいでしょうか、では次に行きましょう。

<事務局>

【第2部 基本構想第2章第2項まちづくりの大綱について】

それでは、続きまして、第2部基本構想の第2章第2項「まちづくりの大綱」をご説明いたします。こちらは、6つの体系別に、目指すべき将来像に向けた取り組むべき方向性を記載しております。カテゴリごとに説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(1 子どもたちの未来に向けて)

「1 子どもたちの未来に向けて」としまして、(子ども・子育て)と(教育)という2本の柱で記載しています。

まず、(子ども・子育て)に係る本文については3ページからです。読み上げさせていただきます。

(子ども・子育て)

安心して子どもを生み育てることができるまちをめざし、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支援するため、良質かつ適切な教育・保育の提供やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)などを推進します。

また、生まれた環境によって子どもの将来が左右されることのない、健やかに成長できる環境を確立します。

そして、包括的な子ども・子育て支援を行い、安全で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つまちをめざします。

こちらにつきましては、前回の会議でいただきました「子育て」に係るご意見とともに、関連法令も「子ども・子育て支援法」とされ、「子ども」という表現の中には、いわゆる“子どもたちが自ら育っていく”という子育ての部分も含まれておりますことを踏まえまして、子ども・子育てとさせていただきます。文中においては、子どもたちの健やかな育ちも含めまして、このような表現とさせていただきます。

次に、(教育)につきまして読み上げます。

(教育)

これからの社会を創り出していくすべての子どもたちが、みんなで協働しながら、学んだ知識や教養を礎に、自ら何ができるか、いかにして問題を解決すべきかを考えるための確かな学力を身につけ、社会や世界と関わり、より良い人生を送ることができるよう教育の充実を図ります。

また、まち全体で子どもたちを支援し、安心して育てられる教育環境を整えます。

こちらにつきましては、知識や教養、確かな学力を育むことに加え、社会との関わりのなかで、より良い人生を送ることができるよう教育の充実を図るということが主な内容となります。

また、学校現場における教育環境の整備だけではなく、地域での青少年の育成、支援といった内容も含む記述としております。

以上が「1 子どもたちの未来に向けて」の内容となります。

鶴岡会長

内容について、よろしいでしょうか。では、次に移らせて頂きます。

<事務局>

(2 市民の健やかな人生設計に向けて)

続きまして、「2 市民の健やかな人生設計に向けて」についてご説明いたします。こちらは、(高齢・障がい福祉)と(保健・医療)という構成となります。

まず(高齢・障がい福祉)に係る本文につきまして読み上げます。

(高齢・障がい福祉)

高齢者が尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、たとえ介護が必要になっても、できる限り住み慣れた家や住み慣れた地域で、人生の最期まで生活できる地域づくりを進めます。

また、障がい者一人ひとりの個性が尊重され、地域の一員として活躍し、心豊かに暮らすことができる共生社会の実現をめざします。

こちらにつきましては、前回の会議でもご意見をいただきました「地域で支える」というポイントを踏まえまして、高齢福祉や障がい福祉に加え、「人生の最期まで生活できる地域づくり」や「地域の一員として活躍し、心豊かに暮らすことができる共生社会の実現」といった部分で「地域福祉」の内容も包含した記述としております。

次に(保健・医療)でございます。

(保健・医療)

市民自らが健康づくりを心掛け、乳幼児期から高齢期まで生涯を通して健康に過ごせるまちをめざします。

また、安定した公的医療保険の運営を行うとともに、より安心して受診できる診療体制や救急医療体制の充実などを進め、地域の医療環境の向上を図り、健やかな人生を送ることができるまちを実現します。

こちらにつきましては、保健、医療や地域医療、公的医療保険といったことが主な内容となっております。

以上が「2 市民の健やかな人生設計に向けて」の部分の内容となります。

鶴岡会長

今の2のところにつきまして、ご質問いかがでしょうか。

渡辺委員

介護のところで、例え介護が必要になってもできる限り住み慣れた家や地域で、というのはその通りだと思いますが、これで本当に介護ができるかどうかいわれると、現実的には、やはり介護施設や施設からサービス提供などを含めて、ということを入れておかないと、実際、在宅介護で全部いけるかという現実問題無理なんですね。

そういう意味で施設介護を含めた文言を入れていただいて、場合によっては、それは市内で結構拡大しているという、そういう文面を入れることで、

安心して老後を迎えられるっていう意識が、やはり強く出てくるのではないかと思います。

鶴岡会長 そうですね。事務局からお願いします。

<事務局> 今おっしゃっていただいたような、少し具体的な内容については、基本計画の施策の中で書き加えていくものだと思っております。
ご意見をいただきましたので、その辺りまで具体的に書いた方がいいのかどうか、整理させていただきますが、基本計画にはそういう表現のところは出てくるものと考えております。

杉浦副会長 私もその部分を何回か繰り返し読んで、本当に高齢者の方のニーズって、この文章だけで表現しきれているのかどうかとすごく思いました。ここに書かれているようなニーズを持っている方はもちろん多くて、恐らく主流なんだとは思いますが、先程委員がおっしゃったような施設に頼るというのもありますし、逆に、津市に住み慣れていなかった方、お子さまや介護する方が津市に居て、というような方も、広く言うとこれから市民になってくる、というところを考えると、1行目に書かれている、「自分らしく暮らし続けることができる」とか、「全ての人が自分らしく望むような生活を最後まですることができる社会の実現を目指します」というようなところで、一度言い切っていたいただいた方が、色々な方々を包括した文章になるのではないかと思います。

鶴岡会長 そうですね。子どもはこっちに住んでいて、親は別のところだと。だけど、こちらに移り住むという人も結構多いと聞いております。

<事務局> おっしゃっていただいた部分、確かにこの文章で、最初のその辺りを大前提にしていくというのも、確かに分かりやすい内容になるのかなと思いますので、検討させていただきたいと思います。

鶴岡会長 その他はよろしいでしょうか。はい、では次に移りましょう。3番目の方お願いします。

<事務局> (3 市民の安全と安心の確立に向けて)
それでは、続きまして、「3 市民の安全と安心の確立に向けて」についてご説明いたします。
こちらは、(防災・消防)と(防犯・交通安全)という構成となります。
まず、(防災・消防)の本文につきまして読み上げます。

(防災・消防)

かけがえのない市民の命や財産をしっかりと守り、暮らしの安全が確保され、誰もが安心して過ごせるまちをめざし、海岸、河川、道路等の整備・維持管理、消火・救助・救急体制の強化など、大地震や風水害などの自然災害をはじめとする脅威に対する備えや防止策を十分に行うとともに、地域に住む人が自らの手で地域の安全を守り、お互いに支え合う地域コミュニティを形成していきます。

こちらにつきましては、市民の命や財産を守る取組として、河川、堤防整備も含めた防災力・消防力の強化や、自助・共助といった市民同士のつながり、いわゆる地域コミュニティですけれども、それが形成されることによる安全・安心の創造を内容としています。ここでも地域で支えるというポイントを踏まえております。

次に（防犯・交通安全）の本文でございます。

（防犯・交通安全）

犯罪・交通事故がおこらない、犯罪・交通事故に遭わない、安全で安心して暮らすことができるまちづくりに向け、防犯・交通安全意識の啓発をはじめ、市民や団体、関係機関と連携し、防犯・交通安全対策を進めます。

また、市民や団体、関係機関との連携のもと、暴力のないまちをめざします。

こちらにつきましては、市民の安全で安心できる暮らしに向けた消費者保護も含む防犯、交通安全、暴力のないまちづくりといった内容となります。

以上が「3 市民の安全と安心の確立に向けて」の部分の内容となります。

鶴岡会長

では、今の説明につきましてご質問よろしくお願ひします。

渡邊委員

防災の方ですが、「防災・消防の方策を十分に行うために、地域に住む人が自らの手で地域の安全を守り」、この後です。

自助、共助、公助という言葉をごどこかに使ってもらいたいと思います。

<事務局>

ご説明でも触れましたが、自助、共助、公助、そういった部分もこの文章の中には含まれておりますが、ご意見を踏まえて検討させていただきます。

鶴岡会長

その他いいですか。私の方からですけれど、防災っていう言い方の中に、災害は必ず起こりますのでね、僕らは防災、減災っていう言い方をしている、今、三重県と三重大学でやっているのは、みえ防災・減災センターというようにやっています。

だから減災ですね。防ぐことはもうできないというのが結構多いんです。その時はなるべく軽度になるようにという考え方で、減災っていう言い方もありますので、それも検討していただけるといいなと思います。

いろんなところをみても最近では防災・減災という考え方をしているんです。こちらの方が主流になってきています。地震が来たらやっぱり防ぎようがないですよ。その時に、人的被害とか色んな被害をなるべく少なくすると。そういう考え方です。

それから予測して、予知して、早めに避難する。そういうところは減災の方になるんですね。多分内容的には書かれると思いますけれど。検討をよろしくお願ひします。

<事務局>

はい、分かりました。

鶴岡会長

その他ありますでしょうか。はい、それでは次に行きます。4番目をお願いします。

（4 市民の心豊かで快適な暮らしに向けて）

<事務局>

続きまして、「4 市民の心豊かで快適な暮らしに向けて」についてご説明いたします。こちらは、分野が多くございますので、まず、前半部分として（環境）、（住環境）、（都市空間）の3つについてご説明いたします。

まず、（環境）の本文でございます。

（環境）

環境と共生し持続的な発展が可能なまちづくりに向け、市民や団体、事業者、市が協働し、循環型社会の形成によるごみゼロをめざすとともに、廃棄物等の適正な処理に努め、資源の循環的な利用と環境への負荷が少ないエネ

ルギーの有効利用を促進するなど、自然との調和が取れた恵み豊かな環境を将来に継承します。

また、津市のかげがえのない資源である、海をはじめ、河川等の水質向上を図り、市民が快適に過ごせるまちを形成します。

こちらにつきましては、廃棄物の適正処理や循環型社会の形成に加え、自然環境も含めた環境保護について記載しております。

次に、(住環境)の本文でございます。

(住環境)

安全な建築物がルールを守って建ち並び、使用されなくなった建築物や土地が適正に管理されるとともに、良好な居住環境を提供し、誰もが安心して健やかに暮らせるまちをめざします。

また、日常生活を支える安全で安心な水道水の安定した供給を維持するとともに、衛生的に暮らせるまちを確立するための生活排水対策や安全な暮らしを実現するための雨水排水対策を推進し、健全な水循環を形成します。

こちらにつきましては、上下水道も含めた住環境の維持・整備がその主な内容となり、「安全な建築物がルールを守って立ち並び、使用されなくなった建築物や土地が適正に管理され」という部分で、安心できる住環境づくりに向けた空き家、空き地対策などについて記述しております。

「良好な居住環境を提供し」という部分については、市営住宅の供給を含めた良好な居住環境づくりを、また「誰もが安心して健やかに暮らせるまち」という部分では、低所得者等の社会的弱者を含めた全ての市民をイメージして記述をしております。

次に(都市空間)の本文でございます。

(都市空間)

魅力ある都市空間の創造に向け、「自然豊かな住環境」と「多様で利便性の高い都市機能」が共存する強みを活かし、子どもから高齢者まですべての世代が快適で健康的な暮らしができる安全・安心で効率的な都市構造を構築します。

また、道路等のインフラの適切な整備や維持管理を行うとともに、利便性の高い公共交通ネットワークなどによる誰もが快適に移動できる都市空間を形成します。

こちらにつきましては、まち全体における良好な景観の保全、市街地整備、道路等のインフラ整備及び公共交通ネットワークの充実が主な内容となります。

4の前半部分の説明は以上です。

鶴岡会長

今の部分、ようやくこの環境と住環境の違いが分かったという感じがしました。ここまで説明してもらえば、はい、質問どうぞ。

荒川委員

環境の次に住環境があるんですけども、この環境の中に、他に文言として、生活環境とか、自然環境っていうか、そういう区分の仕方もあると思うんですね。

この辺で、少しこの文章を整理していただくと、現行の「環境と共生」っていう、そういうところの説明になるんじゃないかなと思います。

<事務局>

そうですね。環境と住環境、項目名だけでは、確かに本文まで読んでいただかないと、少し分かりづらい部分もあるのかなと思います。

おっしゃっていただいたように、生活環境の部分と自然環境の部分、その辺のすみ分けは分かりやすく、そこは修正を検討していきたいです。

鶴岡会長

見出しは考えてもらったほうがいいのかもね。例えば一つは、この言葉を使えば、持続的な発展なども書いてあるので、持続的な環境とか。単なる環境という、住環境も含まれますから、持続的な、というのは自然環境とかごみをゼロにするというものがイメージとして出てくるので、ちょっとこの辺りは考えられた方がいいと思います。

<事務局>

分かりました。

鶴岡会長

説明を読めば違いが良く分かるんだけど、タイトルがちょっと。

<事務局>

表現については検討させていただきます。ありがとうございます。

杉浦副会長

今、環境、住環境というところの表記の見直しがありました。いずれも一つ、水に関する表記が特出しされていて、環境に関しても「水質」っていう水があったり、住環境に関しても「健全な水環境」ってなるんですが、やはり津市全土を見てると、面積的にも一番多いのは山林部分だと思うのですが。

鶴岡会長

山林ですね。

杉浦副会長

山林ですよ、おそらく。なので、特に自然環境というようになったときに、水だけではなくて、もう少し山を守るとか、そういったところや他の自然の項目もうかがえるような表記にした方が。少し何か水、水っていうことで違和感がありました。

持続可能というところで、エネルギーのところも特化されているんですが、そういった資源をそもそも枯渇させないというような意味でも、自然を守るというようなところがやはり、まず前段にくるべきなのではないでしょうか。

<事務局>

はい、ありがとうございます。確かに水、そういう部分が少々前面に出る感があるのかなと思います。当然、きちっと保全された山があつての水という部分もあります。おっしゃっていただいた山を守るというような、その部分は抜けているのかなという感じもします。

これはまた担当とも調整して表現を検討させていただきます。

赤野委員

今ちょっと山の話が出ましたんですけども、自然環境ということで僕は最初の自己紹介の時に話をさせてもらっていますが、現実には我々も悩んでいるという、その山林に直面している者だけが悩んでいるのです。これからどうなっていくのか、県民税をいただいて事業に入らせていただいています。将来的に持続可能な水資源とか、防災とか、そういうことで全てに「山」というのは携わってきますので、その辺また意見を言わせていただくんですけども、本当に危機的な状況になっているっていうことは事実なんです。やっぱりみんなで、山の在り方っていうのを考えていかなければと思います。

ですが、ここは基本構想ですので、今具体的にどうして欲しいとか、申し上げにくいんですけども。そういう立場の中で悩んでいるということは事実ですので、皆さんで一回山の現状を見てもらって考えていただいて、基本計画の中でどう表していくか、どう取り組んでいくか、そこら辺も考えていただきたいなと思います。

- <事務局> ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、山を守るというところはそういう防災の部分にも関わってくるところもあるのかなと思います。その大本である「山」をきちっと適正に守っていく、ちゃんと守っていくことは非常に大事なことだと思っております。
- 担当の方も、おっしゃっていただいた「森と緑の県民税」ですね。この辺も活用しながら、そういう山を守る取り組みもしていますので、また細かい施策等々につきましては、基本計画のところでも担当としても考えていくことになると思います。ご意見、頂戴いたしました。
- 鶴岡会長 その他いいですか。
- 川邊委員 この住環境の中、建築物や土地の適正管理、これは当たり前だと思います。一番困っているのは不在地主。例えばもう他所へ行って、途中で雑草が生えて草茫茫々。そこへごみなんかも通行人が放っていかれる。そういう事もちょっと書いてもらったらどうでしょうか。
- 駒田委員 ご質問というか、前の基本計画と比べて、自然環境の保全とか、その辺のことが全く抜けているのではないのでしょうか。後に入ってくるということでしょうか。
- <事務局> 自然環境の保全というところの意味合いは、この環境というところで、一段上の段落、最後の辺りに、自然との調和、恵み豊かな環境を将来に継承する。この「継承する」のところで、一応、保全といったところの意味合いを設けさせていただいたところです。
- 駒田委員 やっぱりはじめに言われたように、我々人間がつくりだしていく環境と、元々ある環境が混在しているので、環境の記述の中でその辺はしっかり章立てをした方がいいと思います。
- <事務局> 分かりました。
- 鶴岡会長 海とか河川は書いてありますが、山は書いてないですね。
- <事務局> 今おっしゃっていただいたのは、この後期基本計画の施策体系をご覧になったの結果だと思います。確かに構想と基本計画、少し具体的な記述のレベルが違うところがあって、この構想だけを読んでいくと、この文章のここでそういうところも包含しているんです、読み取っていただきたいんです、という形になってしまっています。
- どうしても基本構想の方は、そういう理念的な部分で記述しているということで、今、これまでにいただいた「具体的なイメージが湧かない」というところは、ちょっとあるのかなと思います。そういうところでおっしゃっていただいた部分、可能な限り整理できるところはさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。
- 鶴岡会長 それでは、ここで10分程度休憩といたします。
- <休憩>
- 鶴岡会長 時間になりましたので再開させていただきます。4の項目の後半部分について、(スポーツ・文化・生涯学習)からご説明をお願いします。

<事務局>

続いて、4の後半、(スポーツ・文化・生涯学習)、(コミュニティ)、(人権・男女共同参画)及び(国際国内交流・多文化共生)についてご説明いたします。

まず、(スポーツ・文化・生涯学習)の本文について読み上げます。

(スポーツ・文化・生涯学習)

生涯を通してスポーツ活動を実践することができる、実践したくなる環境づくりを進め、心身ともに健やかな市民が集う元気があふれるまちをめざすとともに、文化に親しみやすい環境の中で、引き継がれてきた文化財や伝統文化などの魅力が磨かれ、後世にしっかりと受け継がれていくまちをめざします。

また、生涯を通して教養や技術を高めることができ、それらが地域に還元され、こうしたことが生きがいや喜びとなって笑顔で充実したときを過ごすことができる環境を確立します。

こちらにつきましては、スポーツ・文化振興及び生涯学習に係る内容となります。スポーツや文化活動などを通じて、心身ともに健やかな市民が集うまちを目指すこととしており、また、生涯学習の推進につきましては、高等教育機関における取り組みも含め、学んだ技術などの地域還元とそれを生きがいや喜びとすることができる環境づくりを示しております。

次に(コミュニティ)でございます。

(コミュニティ)

自治会や様々な分野で活動されている皆さんが互いに連携・協力・補完し合える環境づくりを進めるとともに、地域に住む人と人のつながりがあるコミュニティの形成に取り組むことで、いつまでも住み慣れた地域で生活でき、住んでいて良かったと感じられるまちをめざします。

こちらにつきましては、前回の会議でいただきました「地域で支えることができる地域づくりの分野を超えて行うべき」とのご意見を踏まえ、コミュニティの維持・強化という部分について記載しております。

災害時に備えた地域住民のつながりや地域包括ケアシステムの構築、先程「1 子どもたちの未来に向けて」のなかでご説明いたしました「まち全体で子どもたちを支援し、安心して育てられる教育環境」など、コミュニティの力は分野を超えて必要となりますことから、独立したカテゴリーとして「コミュニティ」を設けさせていただきました。

次に(人権・男女共同参画)でございます。

(人権・男女共同参画)

すべての人の人権が尊重される自由で平等な社会の実現に向け、偏見や差別のない明るく住みよいまちをめざすとともに、恒久平和の実現と人類の安全を願う市民の平和意識の高いまちをめざします。

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野に共に参画し、それぞれの個性や能力を十分に発揮しながら、互いに協力し合い、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会を実現します。

こちらにつきましては、人権の尊重と恒久平和、男女共同参画の推進に係る内容となります。

次に5ページをお願いいたします。(国際国内交流・多文化共生)でございます。

(国際国内交流・多文化共生)

友好都市との信頼関係の深化や新たな都市との信頼関係を構築し、お互いの地域で人材育成につながる人材交流の促進や経済交流などを行い、相互の発展に繋げていくとともに、国際化が進むなかで、誰にとっても住みよい社会を実現するため、地域在住の外国人との関係や絆を築いていきます。

国内及び海外の自治体との交流や国際化に向けた多文化共生の推進に向けた内容について記載しております。

以上が「4 市民の心豊かで快適な暮らしに向けて」の後半部分の内容となります。

- 鶴岡会長 今のところにつきまして、質問よろしく申し上げます。はい、どうぞ。
- 渡邊委員 5ページのところなのですが、真ん中あたりで人材交流の促進や経済交流とありますが、「経済」と来たら「文化」が要るのではないですか。
- 鶴岡会長 そうですね、文化ですね。はい、事務局お願いします。
- <事務局> はい。確かに経済そして文化、おっしゃられるとおりがなと思います。そのように担当にも申し添えて、修正させていただく方向で検討します。
- 川北委員 4ページのところの（スポーツ・文化・生涯学習）ですが、文化と言うと大体伝統文化とかのほうが目されてしまっているんですが、ここに「芸術」という言葉を入れていただけないかなと思ひまして。
結構芸術文化の活動をしようと思うと、市外に出ないといけないケースが多くて、この辺も発展ができたかなと思っています。
- <事務局> ありがとうございます。おっしゃっていただいた芸術の部分については検討させていただきます。
- 鶴岡会長 その他よろしいでしょうか。ちょっと私からです。
ここ、「国際国内交流」ですけれど、この書き方では、友好都市をやっていくところが前面にきています。本当は日本社会全体というか、津市のグローバル化に関して人材交流の育成をしないとイケないと。そのために、友好都市との信頼関係、グローバル化をやっているのではと思ひまして。順番を少し前後変えたほうが、皆さんの理解が得やすいと思います。
まず友好都市ありきに書いてありますので、それよりも一般の様々な交流があって、それで外国と交流する必要があるんだと。それで友好都市をやっていく、とするのがいいと思います。
- <事務局> はい、そうですね。今津市としてやっている部分がまず前面に出てきているので、おっしゃられるとおりだと思います。
- 鶴岡会長 市民が皆交流していると。だから津市もしなくてはならないと。実際、我々みたいところは留学生を受け入れているわけですから、そういう留学生にも市の職員として対応していただきたいんで、やはり国際化は市の職員もやっていただきたいという様に。
それから企業もそうですね。津市内の企業も海外に工場のあるところはいっぱいあります。そこで技術提携をやっているところもいっぱいあって、それで相互交流しているところもすごくあるんです。だから社会が国際化している、その中で特に友好関係を保った方がいいところを友好都市にしていったら、そういう順序になると思うんです。

<事務局> はい。ありがとうございます。先にもう一つ大きな括りでの国際交流、そういう記述が先に来るべきかと思います。また担当と調整させていただきます。ありがとうございました。

鶴岡会長 その他よろしいでしょうか。はい、では次の5番目の方、説明をお願いします。

<事務局> (5 市民の生活を支える地域経済の発展に向けて)

はい。それでは続きまして、「5 市民の生活を支える地域経済の発展に向けて」についてご説明いたします。

まず、(商工・雇用)でございます。

(商工・雇用)

県都として地域経済を活性化し、ものづくりや商いが地域に根付く、元気で活力に満ちた地域経済を実現するとともに、働きやすい職場環境づくりや勤労者福祉の増進を図りながら、市民の生活を支え、まちを持続するための重要な要素となる雇用の場の創出・拡大につなげていきます。工業振興においては、継ぎ目のない企業支援を行うとともに企業誘致を進めることにより生産基盤の強化を図り、引き継がれてきたしなやかな産業構造を発展させます。商業振興においては、大規模店舗と商店街の各個店が持つそれぞれの強みが弱みを補完できる形で共生しながら、継続的な賑わいが創出される仕組みを構築します。

こちらにつきましては、商業・工業の振興、働きやすい職場環境づくりや勤労者福祉の充実に加えまして、前回の会議でご意見としていただきました雇用の場の創出・拡大も記述した内容としております。

次に、(農林水産)について読み上げます。

(農林水産)

農山漁村の地域資源を保全し、食の安定と暮らしを支え続けられるよう、将来を担う意欲ある担い手の確保・育成や経営基盤の強化などによる活力ある農林水産業をめざします。農畜産業については、耕作放棄地の発生を 방지、効率的かつ安定的な営農が継続できる農村づくりや家畜伝染病の予防による食の安全・安心の確保に取り組み、林業については、森林整備の推進や木材利用の促進による森林資源の循環利用が継続的に発揮される森林づくりを推進し、水産業については、漁港の機能向上等による生産拠点の整備や水産資源の保護育成を図り「つくり、育て、とる」漁業を進めます。

こちらにつきましては、前回の会議でご意見としていただきました担い手の確保をはじめ、農林の活性化や持続可能な施策の推進などについて記載しております。

次に(観光)でございます。

(観光)

地域に点在する歴史、文化、自然、温泉などの観光資源はもとより、津市が有するすべての資源に視野を広げ、これらを一体的に組み合わせるとともに、受入体制の充実を図るなど、より魅力的な観光地づくりに取り組みます。

また、集客力の高いイベントや県都である優位性を活かした交流人口の拡大に向けた取組を進めるとともに、時代に即したきめ細かな情報発信を行い、国内外からのさらなる誘客と地域の活性化を図ります。

こちらにつきましては、前回の会議でご意見としていただきました情報発

信の強化や国外からの誘客の必要性を踏まえまして、津市が有するあらゆる資源を視野に入れた魅力的な観光地づくりや交流人口の拡大、国内外からの誘客など観光振興に係る内容を記載しております。

以上が「5 市民の生活を支える地域経済の発展に向けて」の内容となります。

鶴岡会長

はい、どうもありがとうございました。ではこの部分について質問のある方はお願いします。

川邊委員

農林水産の中の将来の担い手、これは個別の形態を指していると思いますが、今でも後継者のいるうちはよろしいが、いないところは5年先、10年したら本当にいなくなることを一番悩んでいるわけです。

地域の農地を守るのは、やはり自分達で守っていかなければなりません。やはり多様な担い手として、私は集落営農組織っていうのが必要だと思います。そういうところも入れてもらったらどうでしょうか。

<事務局>

はい。ありがとうございます。そうですね、農業の部分についてはおっしゃっていただいた集落営農というのは、施策としてやっているところなので。今回構想の方は理念的な部分を書きましたので、具体的な記述はございませんでしたが、担当とも相談させていただきます。

渡辺委員

後継者ということでいきますと、農業もそうなんですけども、商工の方もですね、今7割くらい後継者がいないんです。もう10年ぐらいすると、多分7割の会社は放っておくと無くなってしまったりするんですね。

そういう意味では雇用の創出どころか、雇用の場の減少がもう間近に迫って、団塊の世代の人達がもうあと10年たったら多分もう働く場からいなくなってしまうので、そういう面では、商工についても事業承継対策とか、後継者対策をしっかりとやっていかないと、地域の経済の振興どころか衰退につながっていくかなという危機感が現実のものとなっていますので、そういうものをちょっと入れていただいて、取り組んでいくという姿勢を明確にしていればと。

農業あたりは出てくる反面、商工ではあまり出てこないんですけど、現実的にもう本当に差し迫った問題です。昔は男の子が生まれると後継者ができたって言っていたんですけど、帰って来ませんからいないんですよ。

<事務局>

はい、おっしゃっていただいた部分、確かにその通りだと思います。なかなか各商店の方も、実際後継者がいないというお話は聞かせていただいているところです。商工の方にも申しまして調整させていただきます。

加瀬委員

商工雇用のところですが、「商業振興においては大規模店舗と商店街の各個店が持つそれぞれの強みや弱みを補完できる形で共生しながら」とあり、補足としてこの後に、商店街の活性化のための独自の働きかけを行政が何らかの形で支援するというような、ちょっと文言は分かりませんが、そういった表現も入れていただくと、また新しくほかのところから商店街の店舗を活性化するために、店舗を開きたいとかっていうような方たちも今、NPOさんをはじめたくさんみえるので、その辺も入れていただけるといいかなと思います。

<事務局>

はい、ありがとうございます。おっしゃっていただいた部分を、どこまでこの構想の中で書けるか分かりませんが、こちらについてもご意見を踏まえまして、調整させていただきますと思います。

先程発言させていただいて重複すると思いますけども、理念についてはこの通りなんですけど、現実問題として林業というのは広大な面積を持っていますので、ただこれだけの文章の中で全てを表すっていうのは、もっと大きな問題、水田も同じだと思うんですけど、多面的機能、水の確保、防災の問題、それとやはり林業といわれるんですけど、全くこれも「業」として成り立ちません。はっきり申し上げまして。

一例というか、10月の広報でしたか、美杉地方で伐採された木を切ってみるところ、写真で掲載されていたと思うんですけども。あれ100年以上経った木なんです。100年以上の木っていうのは、本当に「財」というか、ダイヤモンドみたいなもので、それぐらい価値があった木なんです。でもその値打ちのある木が、今、全くただ同然、使い道が無いんです。売れないというか。だから若い方が後継者になって、財産のある方ですので、100年以上前から植えられて。祖父なり、曾祖父代の木を大きく伸ばしている。その出し賃が出ないというのが現状なんです。

だから、もうちょっと危機的感覚で捉えていただかないと。災害があると海いっぱい材木が埋まってしまうっていうぐらい。とにかく正直言いました、防災っていうか、当然台風が来ると必ず抜けるんですよ。そこまで植えてあるので当然抜けて流れていく。今、県民税の緩衝林整備で少しさせてもらうんですけども。ほんとにその一部、整備させていただく、我々も努力させていただくのですが、本当に微々たる、広い面積の中で本当に僅かなんです。

だから皆さんの意識をもっと高めていただいて、何とかもう少し森林整備というか、業として成り立たないということは人がいなくなる。人がいないということは、山はもう荒れるに任ず。それと誰の山だか分からない。個人財産ですので、整備をしようと思ってもできないのです。だからそこを固定、確定する作業を今やっておるんですけども、やっぱり個人財産ですので、勝手にできないから承諾をいただいて。幽霊山というんですか、もうほとんど山の存在すら分からない山が大半になってきております。

そういう意識をもう少し、どう表示して書いてくださいよ、というそこまですべてお願いできる範囲を超しているとは思いますが、そこら辺をもう一回考えていただければ。私が「こうして欲しい」という文言だけ当てはめていただいても、危機的な状況になっておりますので、そのことだけ、何回も重複しますが、お願いをしておきたいと思います。

今のところと関連しますが、農林水産業のところ、ここで書かれている事は、そのまま「ずばり」だと思うのです。後継者の事であったりとか、発展していくための経営基盤の強化による活力ある農林水産業を目指す、そこまではいいのですが、逆にその後の、農畜産業に関しては、基本構想と比べると、ここだけ非常に具体的な課題がぽっと出ている印象があります。

次の林業に関して、先程の環境のところでありましたけれども、環境の保全というところがここに出てきていて、それぞれの農林水産のそれぞれの課題があったり、環境を守らなきゃならないとなっていたり、少しトーンが違うかなというところがあります。

また、一番気になったのが、最後のところの水産資源に関してで、「つくり、育て、とる」漁業と書かれていて、それぞれどこかで書かれているとは思いますが、ここだけ聞くと、現状、つくり育てとる漁業をしても、とって売れないというか、あまり高く売れないので儲からないっていうのが、今の課題だと思いますので、ここを「進めます」というように書かれると、これからの水産資源の活用の仕方としては違うのかなと。

ここはあくまでも地域経済の発展に向けてということなので、乱獲しないというような観点も必要だと思いますし、その中で消費者に求められる高付加価値化への商品開発であったり、そういったアプローチになってくるかと

思うと、あまりここでは具体的な課題を書くよりは、方向性を書いていただいた方が、どの産業にも通ずるのではないかというふうに感じました。

鶴岡会長

具体的には6次産業化とか、そういう話を書いた方がいいでしょうね。マーケティングとか消費者ニーズであるとか。はい、では事務局からお願いします。

<事務局>

ありがとうございます。
まず赤野委員のおっしゃっていただいた部分ですが、冒頭申し上げましたとおり、この基本構想は大きな方向性、理念を掲げるところでして。今現状の課題を踏まえてこれから20年後、30年後の津市の農林水産の姿はこうあるべきというところは、一定のご理解はいただいたのかと思います。おっしゃっていただいたような、ではそれに向けてこれから何をしなければならぬのかというところ、この部分についての具体的な内容については、基本計画で具体的な取り組みを書いていくことになるのかなと思っております。
この構想自体、具体的な施策がないと。あまり書いてないので、少し物足りないような、そういう感じを受けられてしまうのかなと思うんですが、基本構想というのは、基本的には記述の考え方がそういうことになっておりますので、こういう分野をこうしていこうという具体的な取り組みについては、基本計画のところでも十分、先程おっしゃっていただいたようなところも踏まえて、農林水産のほうで書かせていただくというような形になるかと思うので、よろしく願いいたします。

また、おっしゃっていただいた記述のトーンのお話でございます。
申し訳ございません、実は各部でそういう長期的なビジョンを考えていただいて、政策課でとりまとめたのですが、政策課としても、ここは他の分野と比べると、少し具体的な記述が入り込んで、整理がもう少し必要かなと思っております。
今回は試案というところで、農林水産としてもこの記述で一旦行きたいという強い意向もありましたので、このままお出しさせていただきました。確かに他の分野の記述と比べると少しトーンが、ここは違っているというのは気になっていたところでございます。今、そのようなご意見も頂きましたので、また担当の方にもそれを返しまして、再度、大きな方向性を書いてもらうような感じで話をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

岡田委員

すいません。そのようなことで農林水産とか商工はありますが、観光も同じようなことが言えて、何か漠然としているだけで、活性化図りますとか取り組みますとか言われるけど、これは基本方針でそうなのかわかりませんが。
もう少し具体性を持った、目標というのは要るのだと思います。ただ漠然と「こうやります」で終わるのではなくて、市民の生活を支える地域経済というのは、ここにある商工雇用、農林水産、観光ぐらいが、津市で経済を支えるところじゃないのかという気がしますので、一番大事になるのではないかなと。それがあまりにも漠然としていると、次期総合計画でも今と同じようになってしまうんじゃないかなと。その辺り是非お願いします。

<事務局>

はい。ありがとうございます。具体的にどこまで書き込めるかというのは、また整理をさせていただきます。確かにもう少し津市らしさというか、そういうところを分かるような形で記述ができればなと思っております。少し今いただいたご意見を、また担当に伝えまして整理させていただきます。

鶴岡会長

よろしいでしょうか。では次の項目に移らせていただきます。6番ですね。お願いします。

<事務局>

(6 市民の幸せを実現する市役所に向けて)

続きまして、「6 市民の幸せを実現する市役所に向けて」についてご説明いたします。こちらは、(対話連携)、(地域連携)、(行政経営)、(財政運営)という構成となります。まず、(対話連携)でございます。

(対話連携)

市役所の責務として、市民との積極的な対話の場や様々な媒体を通じて寄せられる市政に対する市民の思いや願いに応え、市民生活に身近な諸課題を迅速に解決していきます。

また、自治会や様々な分野において活動されている団体との連携・協力体制を強化し、市民活動が盛んで、人と人とのつながりのあるまちづくりを進めます。

市民の幸せを実現する市役所になるため、前回の会議でいただきました横の連携も含めまして、職員を含めた市役所の姿勢として、市民との対話を大切にし、市民や市内でご活動されている団体との連携や協力を図りながら、まちづくりを進めていくことを記載しています。次に、(地域連携)でございます。

(地域連携)

総合支所及び地域との連携に携わる担当は、共に地域に寄り添い、地域の立場に立ち続け、地域における様々な暮らしの課題を解決し、将来を展望したまちづくりに対する思いを実現できるよう取組を進めます。

市民の幸せを実現するための総合支所の姿勢と地域との連携について記載しております。次に、(行政経営)でございます。

(行政経営)

人口減少による市税収入の減少、インフラを含む公共施設の老朽化、社会保障関係経費の増加など幾多の課題に向け、市民との協働・共助を軸に、市民の役に立ち続けるといった職員の姿勢のもと、事業の重点化や集約化・複合化による効率的な施設運用など、選択と集中の視点に立って限られた経営資源を活用しながら、新たな価値を生み出し続ける「創出による経営」の推進を図り、市民の思いや願いを実現します。

こちらにつきましては、厳しい社会経済情勢にあっても、持続し発展し続けるまちを実現できるよう、職員の姿勢を含め、選択と集中の視点から「創出による経営」を推進するという本市の行政経営の方向性について記載しております。次に(財政運営)でございます。

(財政運営)

地方債の発行に伴う公債費負担の増加や合併算定替特例措置の終了による普通交付税の減少など、これまでの財政状況とは異なり、さらに厳しさを増す財政構造の変換等に対応し、次の世代の負担とならない持続可能で計画的な財政運営を図ります。

こちらにつきましては、今後の財政状況の見通しを踏まえた、持続可能で計画的な財政運営を推進するという本市の財政運営の方向性を記載しております。

以上が「6 市民の幸せを実現する市役所に向けて」の内容となります。

鶴岡会長

6の事項につきまして、質問ありましたら挙手をお願いします。はい、どうぞ。

駒田委員

地域連携とか行政経営、財政運営では「組織としてこうですよ」という部分が見えるんですが、対話連携のところは何か、言い方悪いですけど、市民から何かこう要望があったらすぐ答えて、何か個人で活動するみたいなふうにとれなくはないのかなと。願いを受け止めて、施策にいかすかは、行政の中で情報を共有して「こういうようにします」ということを表しているんだろうと思いますが、個別の要望に応じていく、迅速に解決していきますと言い切っているの。そこまで言い切るのか、後期基本計画の214ページみたいな記述の方がいいのかなと思っているんです。

それと以前の計画では、それらのネットワークを活用するという意味のものが、「市民活動が盛んで」っていうようになっている。市役所から市民活動が盛んにするという言い方に変わっている部分、ちょっと何か。市民活動が盛んじゃなくて、これらとネットワークを組みながら市政に反映していくという、市役所の姿勢を表していく部分ではないかという、ちょっと何かニュアンスが違うような気がするの。

要は、市役所がこういうふうな組織として姿勢を示していくかという部分じゃないですか。なのに「市民活動が盛んで」というのは、何かちょっと違うかな。そういうネットワークだから市政にいかしていきますよ、施策にいかしていきますよ、という姿勢を匂わす方がいいのかなと思います。

<事務局>

そうですね。対話連携、おっしゃっていただいた後期基本計画の記述の方向性と、何ら変わるものではございません。確かに市民活動が盛んで、という書き方などは、ちょっと第三者的な目線の記述なのかなと思います。

長谷川委員

今おっしゃった地域連携の件で、一応去年から地域連携ができて、市長を入れて地域連携課と懇談会でも話し合いをしているけれども。

いろんな意見を言っても、それが市に通っているのかということ。(意見が通っているとは)全然感じないです、今日今現在。去年から始まって。やっていけばもっと根本的な姿勢をもっと表す必要がある。この記述だと今おっしゃるように、どちらを優先してやるのか。もう少し行政も色々考えてやってもらったほうがいいのではないですか。

<事務局>

はい、ありがとうございます。対話連携と地域連携とこういう形で記述をさせていただいたんですが、長谷川委員さんおっしゃっていただいたところはよく分かりますので。

ただ、津市としてはそういう市民の皆さんの思いや、そういう願いに寄り添って、それに対応していくっていう考え方は、何ら変わるものではございません。いただいた意見を市民部にも伝えて整理させていただきたいと思います。

鶴岡会長

5ページが一番下のところが、「市民活動が盛ん」ではちょっとおかしくて、「市民活動を支援し」のような言葉の方がいいと思うんですね。これ市役所がやることですから。そういう表現にすれば意味が通じると思います。

<事務局>

はい。

杉浦副会長

本当に市民の方々の意見をワンストップで聞いてっていうようなところは、両方のご発言だったと思うんですけども、そういった市民からの問い

合わせなどに対する、行政の受け方、組織の体制の見直しとか、そういったところは今後具体的に検討していく中で、この構想の中のどこの部分に該当していくのか、そういったところはどこに入るんですか。

入るとしたら先程の6番に入ってくるのかな、と思いながら読み返しましたんですが、ちょっとそういったところのニュアンスが、どこに入るのかなと思いました。

<事務局> そうですね、これからいろんなまちづくりを進めていく中での組織が、どういうふうに変わっていくかっていうような部分だと思います。
カテゴリーでいうと、この行政経営の中に入ってくるのかなとは思いますが、確かに今そういうような記述はされてないのかなとは思いますが。

鶴岡会長 そうですね。この行政経営のところ少し書いたほうがいいと思います。

杉浦副会長 市民の「利便性が向上するような」とか、何か、次に発展するような単語を入れておくといいのかなと思いました。

<事務局> はい、分かりました。ありがとうございます。ちょっとここはいただいたご意見を踏まえまして、担当とも調整させていただきます。

鶴岡会長 はい。では次の項目に進みます。

【事項1 津市総合計画試案（序章及び基本構想部分）について】

【第2部基本構想 第2章第3項土地利用の方向性について】

<事務局> 続きまして、「第3項 土地利用の方向性」についてご説明いたします。

津市が有する広大な市域、長い海岸線、平野から丘陵、山間部へと連なる地勢、中部圏と近畿圏の結節点といった地理的特性や県都として集積されてきた都市機能など、これまで形づくられてきた津市ならではの都市基盤を活かしつつ、市民が暮らしやすく、活動しやすい、安全・安心で効率的なまちの形成をめざします。

土地利用につきましては、現在、総合計画と並行して都市計画部において策定作業を進めております『都市マスタープラン』において、その詳細は記述していくこととなりますが、同計画の上位計画として、本総合計画においては、基本となる本市としての大きな土地利用の方向性を位置づけております。

津市総合計画試案（序章及び基本構想部分）についての説明は以上です。

鶴岡会長 見出しの書き方は、今のような内容でしたら、前の「津市らしいまちの形成」と。こういう書き方のほうがいいのではないのでしょうか。検討してみてください。

<事務局> はい、分かりました。ありがとうございます。

鶴岡会長 ではこれで一通り終わりましたが、何か言い落としたことがありましたら。

田原委員 全体通じてというところですが、具体的な表現のところ、気になる部分があって、2ページ目に戻ります。基本構想ですが、あくまでここでまとめられているのは、まちづくりであったり、先程の土地の考え方を示され

てるんですけれども。あるべき市民の暮らし方、生き方っていうところは、この中で示されてるものでもないか、というふうに思っているのです。もしあるのであれば、その部分にそういう記載があるのかっていう部分を、ちょっとお聞かせいただきたいなど。

あんまり市民の暮らし方、生き方をこうあるべきだと、10年間にわたって示すべきではないというふうにも一方で思うので。どういう意味合いで、ここに暮らし方が書かれているのかというのを教えてください。

<事務局>

はい。あるべき市民の姿といいますのは、各施策の中で、例えば高齢福祉でありましたら、先ほどお話しさせていただきました、その地域でずっと住み続けられるようなことができる。そういったところを、市民の方々が、究極を言えば「望む暮らし」ができるというところを、そのためのそれぞれの要素っていうのが、それぞれの目標の中にちりばめさせていただいたところがございます。それを総称した言い方として、この中ではそういった市民の暮らしのあるべき姿、幸せを願う姿という形で、表現させていただいたところではあります。

田原委員

恐らくそうだろうなというふうに思ったんですけど、「あるべき」と言ってしまうと、こっちからこうなさい、ああしなさい、あるべきだっていうイメージとして捉えてしまうので、先程言われた市民の望む暮らし、生き方の考え方とか。ありたい暮らし、生き方みたいな表現に変えていただいたほうが。次の基本計画ですね。目指すべき都市像や市民の望む暮らしなどの実現に向けた、というほうがしっくりはくるかなということ。

<事務局>

ありがとうございます。はい。

田原委員

それともう一点、私も実は元々津出身ではなくて、他所から来て。私どもの会社も結構、他所から来てという人が多いですけど。その中においてはどこかに若者とか、若年層が魅力あるとか刺激を感じるような中身があるといいなというふうに思っていて。長いこと住むとやっぱり住みやすいなと思うんですけど、来てすぐにはそう思わないところが結構あって、やっぱり出て行こうかなとか。学生も出て行こうかなというのが正直思うところだと思います。

なので、どこか次の計画の中で、ちょっと面白いことやってみようか、みたいなことができるような文言なり、構想を少し入れておいていただくといいかなと思います。

川北委員

田原委員に乗っからせていただいて。私も同意見で、若者とか若年層の支援を入れていただきたいんですが、就労支援とかサポートとか、就労のサポートとかはどの部分に入るのか聞きたいことと、新しく仕事とかビジネスを起こす時の支援っていうのは、何ていうのか、そういう部分の支援、何かチャレンジできるような工夫のサポートっていうのは、どこに入るのかが知りたいなと思っております。

<事務局>

就労の支援につきましては、この先ほど5番目のところの、市民の生活を支える地域活動の発展に向けての商工と雇用のところに入ってきます。

具体的にはサポートの部分は、次の段階の基本計画になるような形になっています。この基本構想の中では全体的にそうなんですけども、例えば10年後、20年後、これを読んだとしても、そこが目指すべきものであるっていう、ある程度目指そうと将来の姿を掲げたような部分でございますので、細かなサポートっていうところの支援という記述については、基本計画のほうに掲げるようなイメージで作成しておりますので、今、川北委員から頂きました

就労支援という形については、この雇用の場の創出であったり、拡大であったりっていうところですね。そこをイメージして記述させていただいているところですよ。

鶴岡会長

そうですね、基本計画に具体的な就労支援策を書く必要はないけれど、確かに今言われたように、書いてあったほうが皆さん安心すると思うんですね。

<事務局>

今、委員さんからもいただいた意見も踏まえまして、また内部でも整理させていただきたいと思います。

駒田委員

おっしゃられたように、私も「あるべき」というのはおかしいと思うので、いっそのことこの「目指すべき都市像」だけでもよかったのかなと。個々は後の文章で出ているので、もしかしたら「目指すべき都市像」と言い切った方がスッキリしたのかなという気はします。

でも何か基本計画のところでも「目指すべき」ところと、やはり、「あるべき」と市が決めるものとは違うかなと思うので。ここは外してもらったほうが、スッキリするのではないかなと感じます。

それから言われているように、やはり幼児とか学童期ぐらいまでの支援というのはすごく厚くて、あとは高齢者支援のところはすごく、ここで暮らされてというけれど、中高生が、じゃあこの津市で面白いかって、全然面白くないって言う。それから言われたように、来たての若年の労働者の方々がこのまちで、今誰かと住むかと思うと、来たてのころは思わないというところがあったので、やはりこの辺を津市としてどう考えていっても、そこもいろいろ定着ってというのが。人口が増えることはないにしても、人口の減るのを緩やかにするとか、それから市民税の減少を緩やかにするポイントにはなると思うので。

何かその施策のとこと、この構想の中に今から入れろというの、どこの部署になるのかも分からないですけども、何かあるといいねっていうのは感じています。

私自身は津市にもう約 50 年住んでいてそれはすごく思うことであるし、子どもたちの言葉からもそれは端々に感じるんです。何かその辺のところをもう少し具現化していけるような、何か一文があるといいかなという思いです。

荒川委員

私も最後それだけ。前回、息子さんが全然魅力がないから、外に遊びに行かれると。私も息子、3人いるのですが、やはり同じ体験をしたことがあります。今もう、3人ともずうっとまちに住んでいるのですが。さっきおっしゃったように、やはり真ん中の部分が非常に抜けてる。文言だけじゃなくて、やっぱり施策を考えていただかないと、計画倒れにいきますので、ぜひ、今おっしゃった私も同感のそういう真ん中の部分の方がやっぱり魅力に感じて、元気あるそういうまちに寄与してもらえりような、そういう施策を一つの柱として考えていかなきゃいけないと思います。

鶴岡会長

ということで、事務局お願いします。

<事務局>

はい。ありがとうございます。確かにこれからの将来のまちを支えていくのは子どもたちでもありますが、今まさに中心になって、まちを支えていただいている若者ですね。その方に対して、これを読んでいただいた時に、将来の津市にこのままずっと住んで生活したいなと思っていただけるような、そんなフレーズが少し入れられるといいのかなと思っています。おっしゃっていただいたところは、ちょっと少し考えさせていただきます。

鶴岡会長

基本構想のところの言葉で、津市の目指すべき都市像の後に、魅力的な都市になるような政策をするということ、ちゃんと書いてもらったほうがいいんだと思いますね。露わに書かないと分からないですからね。

ということで、はい。よろしいでしょうか。時間もかなり押してきました、今熱心に議論していただいて、ありがとうございます。それで津市の総合計画の試案については終了したいと思います。

もう一個項目がありまして、第2項目ですけど、津市総合計画策定に向けた地方創生の取り組みについて、というところでございますけれど、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

【2 津市総合計画策定に向けた地方創生の取り組みについて】

2番目の津市総合計画策定に向けての地方創生の取り組みについて、ご説明をさせていただきます。前回の会議で、津市でもこの地方創生に向けた総合戦略を策定したというお話をさせていただいたんですけども、この資料の一覧表のほうは平成27年度に国の交付金を活用して、この地方創生に向けた取り組みをするための事業の一覧でございます。

国の総合計画はそういう地方創生の考えの下で実施された、この交付金事業の結果なども踏まえた上で策定することがあると考えますことから、今回この審議会ですべての事業についてご説明をさせていただいて、ご意見をいただければと思っております。この会議のほうでいただいたご意見につきましては、外部有識者の評価という形で、国のほうにも報告をさせていただきたいと思っておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

それでは資料3でございます。事業がたくさんありますけども、概要を説明させていただきます。まず表のほうなんですけども、それぞれの事業につきまして、事業の目的と効果、あと、目標値として設定しました重要業績評価指標（KPI）となっておりますけども、その達成度。あと、事業費と平成28年度予算額、事業内容を一覧にさせていただいております。

まず一番上の津市版総合戦略等策定事業でございますけども、これはもう既に平成28年の3月に策定をさせていただいたものでございまして、平成28年度以降の事業はもう特にございません。これはもう作りましたという話でございます。

次に木材利用促進ネットワーク事業でございますけども、これは森林組合さんとかそういうデザイナーさんとか、そういう方が木材を利用促進するためのネットワークを構築して、新しい木材需要の創出を図ろうとした事業でございます。実際には目標額50万としておったんですけども、少しちょっと成果が出なかったこともあるんですけども、今年そういう商談もされておって、今年中には150万程度の売り上げを想定しておりますということでございます。

3つ目のふるさと就職応援等事業ですけれども、これは津市へのUIJターンの就職者の増加を図るために、ふるさと就職活動応援奨励金、それとふるさと就職新生活応援奨励金を創設したものでございます。就職活動をされる市外に住む津市の出身者の方に、交通費を支給しようというものでございます。もう一つの新生活応援奨励金のほうは、市外の在住の方が市内の企業へ就職したときに、津市内に転入した場合に奨励金を交付するものでございます。どちらもちょっとPR不足もあって実績がちょっと低かったんですけども、今年もこの事業については引き続き継続予定していくべしということで、各部のほうは平成28年度取り組んでいるところです。

次の職務経験者採用促進事業でございますけども、これもUIJターン就職者の増加を図るための事業でございます。津市にその職務経験者である方が転入した場合に、その企業に対して奨励金を交付するものでございます。これもちょっと実績が先ほどの事業と同様低かったんですけども、今

年も継続して取り組んでいるところでございます。

次の不妊治療休暇制度促進事業でございますけれども、これは不妊治療に係る休暇制度の整備というところで、休暇の取得に対する奨励金を企業へ支給するというものでございます。これは目標を上回る実績を上げておまして、今年度も事業として継続しているところでございます。

6番目です。生産性向上促進支援事業でございます。こちらにつきましては、中小企業の生産設備に係る投資への支援でございます。こちらにつきましても当初目標支援企業数10件に対して、実績も10件ということで、今年度も継続して事業をしております。

7番目の地域産業競争力強化・農地集積・集約化促進事業でございますけれども、これは農用地の集積・集約化を促進するために、農地における担い手の方への支援策でございます。これも目標としておった数字に、ほぼほぼ近い形で実績を残しておりますけれども、今年度も継続して事業をしていっておるところです。

8番目の観光ボランティア活性化事業でございますけれども、こちらは観光ボランティアのスキルアップを図るために、観光ボランティア協議会が実施する各事業への支援を行ったものでございます。津市はこの14の観光ボランティアガイドの団体がございまして、全国で2番目に多いという状況でございますので、こういった準備に磨きをかけるために実施した事業でございました。

9番目の「つ・環境フェスタ」開催事業でございます。これは再生可能エネルギーの取り組み促進であるとか、あと、そういう地域資源の活用による雇用の拡大や経済効果につなげることを目的に実施したもので、参加団体であるとか、来場者数は当初の実績よりも多かったということで、継続して今年も行うものでございます。

美杉地域の活性化事業でございますけれども、これは美杉地域をPRするためのパンフレットの作成であるとか、電動アシスト付き自転車の購入であるとか、そういうところに事業を行ったものでございます。ちょうどご承知のとおりJRの名松線の復旧がございましたので、平成27年度に行った事業、これをさらにこういう復旧後の利用につなげていくということを目的としておまして、本年度も引き続きいろんな事業を進めていくということでございます。

あと、最後の移住定住等促進イメージ戦略事業でございますけれども、これは津市のイメージアップを目的としたプロモーションビデオの制作でございます。ご承知の方もおられるかと思うんですけども、吉田沙保里さんにご出演をさせていただいて、テーマ曲についても吉田選手ご自身が歌っていただいているということで、ちょうど8月にオリンピックがございましたので、これをタイミングに合わせて、7月に公開したんですけども、当初1カ月あたりの再生回数1,000回程度の予定とおったんですけども、実際には昨日時点、約3カ月の間で21万5千回の再生回数をいただいたところでございまして。7つのパターンのビデオを撮りますけれども、いろんな分野のところでも活用していただきという感じでございます。

以上が国の交付金を活用して実施した資料でございます。今日ご審議いただきました基本構想と並行して、基本計画の策定も今後進めていくんですけども、その策定において、これらの事業をはじめとする地方創生に係る施策も踏まえていかなければならないと考えておりますので、事業の成果や効果を含めて何かご意見あれば頂戴いたしたいと思っております。

鶴岡会長

はい、どうもありがとうございました。今、事務局から国からの交付金を活用した地方創生の取り組みについて報告していただきました。こういった地方創生の取り組みについても検証の上、次期総合計画を策定していく必要があると思っておりますが、ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問はござい

ませんでしょうか。よろしいでしょうかね。はい、じゃあ。どうもありがとうございました。

では、第2項終わりました、このあたりで終了したいと思います。頂きました意見については特になかったですね。

それでは第3項ですね、その他の事項です。事務局から何かありましたら、お願いします。

【3 その他】

<事務局>

今後の審議会の日程でございます。次回の審議会につきましては、ご返信いただいた日程調整表に基づき、最も多くの皆様にご参加いただける日を第3回審議会の開催日としたいと考えております。

改めて開催通知は送付させていただく予定ですが、平成29年1月23日(月)の午前10時から開催したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。会議は2時間程度を予定しております。内容につきましては、本日ご審議いただきました基本構想の修正案、それから基本計画についてお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

鶴岡会長

どうもありがとうございました。次回アナウンスありましたように、1月23日(月)の10時からとなります。皆様よろしくお願いたします。他に何かありますでしょうか。

<事務局>

先ほどの基本構想のご説明の中で少し触れましたけれども、総合計画のこの試案でございますけれども、今日のご審議を踏まえて修正を行ったものを、現時点での案としまして、来月11月に市議会でご協議をいただくことを予定しております。

委員の皆様には審議会でご協議をいただく案がまとまりましたら、お送りさせていただく予定でおりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

鶴岡会長

はい、どうもありがとうございました。では皆さんのほうから何か、その他のことおありでしょうか。はい、ではどうぞ。

赤野委員

新しい動きの中で津市さんにも随分協力いただきまして、みえ森と緑の県民税の活動でございますけれども、バイオマス材を林地残材といいますか、今まで山で捨てられてたものを、県民税を充当させていただいたバイオマス材の搬出に回らせていただいています。大きな企業に3千万以上で活用させていただいて、今盛んに林地残材の搬出をさせていただいて。その分だけ山に木が残りませんので。活用させていただいております。

それとバイオマス発電、津市に8月1日に完成して、林地残材ばかりではないんで、備蓄材だけではないんですけども、PKSというかヤシ殻と混ぜて活用してる。これは継続してずっと発電をさせていただくというか、新しい施設ですんで、そういうふうには山のほうも。それと同じ県民税の中で緩衝林整備事業ということで、溪流辺りの荒れた周辺整備をさせていただいております。それも県民税を含めまして活用させていただいて、危険箇所か問題の箇所を順次整備をさせていただいている状態です。ありがとうございました。そういう形の中で森林整備をだんだん進めていただくようです。

鶴岡会長

このバイオマス発電の場所はどこでやっていますか。

赤野委員

津のJFEエンジニアリングです。チップは美杉でもらって、林地残材をチップ工場で作って、発電所は聞いてないですが。年間かなりの計画の補助事業というか、それに上乗せさせていただくんで。林地残材ですので採

算性がありませんので、最初随分津市が出さなければならないというようなこともあったんですけど、お願いをいろんな方にして動いていただきまして、予算化していただいたということで。そういうことで使わせていただいています。

鶴岡会長

はい。それではどうもありがとうございました。本日のご意見をよくつかんでいただき、今後の検討をよろしくお願いします。

<事務局>

本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。

平成 年 月 日

津市総合計画審議会

署名委員

署名委員
